

巨勢文雄考

要 旨

『菅家文章』に道真との贈答が見られる巨勢文雄について、伝記考證を中心に考察を加えた。道真の交流を明らかにするとともに、平安前期の儒者のあり方を追求するためである。

はじめに

巨勢文雄が、弟子の三善清行を推薦する状に「清行の才名時輩に超越す」と書き、それを菅原道真が嘲って、「超越」を「愚魯」に改めた説話（『江談抄』巻五・44）は、よく知られたものである。いわゆる昌泰の変における道真と清行の関係を想起させる話柄であるが、文雄は道真の詩友でもあった（『菅家文章』巻四・263）。道真が心を許した友は少なかったが、文雄は、その一人に数えられる。文雄自身、文章博士として儒者の頂点に立った人物であり、検討に値するはずである。しかし、文雄についての専論は、ないといってもいい。辞書的

* 滝川 幸 司

な説明、例えば、後藤昭雄「巨勢文雄」（『平安時代史事典』角川書店・一九九四年）があるが、簡便なものである。また、近年では、濱田寛「貞観十三年十月廿一日応天門勘文考」（『平安朝日本漢文学の基底』武蔵野書院・二〇〇六年）、小野泰史「大江維時論——「稽古の力」——」（『平安朝天曆期の文壇』風間書房・二〇〇八年、一九九二年初出）に文雄伝がまとめられるが、文雄の伝記考證を目的とするものではなく、概略に留まっている。

本稿では、巨勢文雄について論じる。伝記考證を主としつつ、当時の儒者のあり方について考えてみたい。この時代の詩人・儒者については、菅原道真が中心に論じられるが、道真は、紀伝道出身者の中では異質な存在だと、私は考えている。そのことは、道真以外の詩人・儒者の検討から浮かび上がってこよう。本稿は、その一環である。^①

一、家系・父・兄弟

文雄は、旧姓味酒首である。貞観三年九月二日の巨勢河守の奏言に^②

よって、味酒首を改めて巨勢朝臣を賜っている。河守奏言に引用される文雄の款には、「先祖は武内宿禰大臣自り出づる也。大臣の第五男巨勢男韓宿禰は、是れ巨勢朝臣の祖なり。第三男平群木兔（菟）宿禰は、即ち是れ文雄の祖也。木兔宿禰の後、味酒臣姓を賜ふ」と記される。即ち、武内宿禰を祖とし、巨勢男韓宿禰の三男、平群木兔宿禰を直接の祖とするという。なお、木兔宿禰の後身が味酒臣であることは、この款が初見である。

文雄の款は続けて、「淪落して伊勢国に貫せらる。文雄の祖宗に至りて、臣を改め首姓を賜ふ。貫を左京に入る。事凶課に煥かなれば、敢へて具に載せず」という。伊勢国に貫され、首姓を賜った時期は確定できない。左京に貫を移された時期も明らかではない。^③

以上が文雄の家系であるが、「淪落」と記されるように、没落していた。文雄の款には「孤り悴族と為り、久しく榮途に隔たる」ともあり、まったく衰えた氏族となっていたようだ。そのためか、文雄の父については、正史などに記録を見つけないことができない。五位に達することなく官途を終えたのであろう。但し、醍醐寺本『水言抄』目録に「味酒文雄父事（字酒泉事）」と見え、文雄の父の字が「酒泉」であったことが記される。目録のみしか残っておらず、言談内容は不明であるが、字を持っていたことから、大学寮で学んだ可能性がある。

先の改姓記事には「左京人大内記従七位上味酒首文雄、山城少目従八位下味酒首文主、文章生無位味酒首文宗等三人に並びに巨勢朝臣を

賜ふ」とあり、文雄を含め三人が巨勢朝臣を賜ったわけだが、文雄の款に「式微の歎、弟兄深く饑ふ」と、兄弟で味酒首が衰えたことを嘆くというのだから、文主、文宗は、文雄の弟と推測される。

改姓時点で山城少目従八位下であった文主は、元慶五年八月二十一日に「採銅使正六位上巨勢朝臣文主」、元慶七年十二月十七日に「散位助正六位上巨勢朝臣文主」として見える。後者は、班田のために河内国に遣わされた記事である。この元慶の班田には、文雄も関わっている（後述）。

文主については、以上の資料しか管見に入らないが、文宗は、改姓時点で文章生であったことから推測できるように、その経歴には儒者としての側面が看取される。

文宗は、『外記補任』^④によれば、元慶四年に「（少外記）巨勢文宗（文章生正月廿一日任／元越中掾）」とあり、文章生から少外記に任じられている。^⑤元越中掾とあるのは、文章生外国か。^⑥『外記補任』元慶六年に、「（大外記）巨勢文宗（三月三日任）」とあり、少外記から大外記に転じている。但し、二月三日に少外記に任じられた大藏善行が、文宗の後任と考えられるので、「三月」は「二月」の誤りであろう。^⑦『日本三代実録』元慶六年九月十三日条によれば、「大外記正六位上巨勢文宗」として見え、「内裏大産」による伊勢大神宮の奉幣について先例をあげている。元慶八年二月二十三日に外従五位下に叙せられ、仁和元年正月十六日に「外従五位下行大外記巨勢朝臣文宗を河内介と為す」と、河内介に転じている。以後の消息は不明である。この仁和元

年に、文雄は六十二歳なので、弟と目される文宗も五十代に入っていたであろう。あるいは、間もなく没したのかも知れない。なお、『類聚符宣抄』には外記時代の文宗が奉じた宣旨が四通見える。^⑧文宗に關する資料は少ないものの、紀伝道に学んでおり、文雄と同じく儒者の道歩んだといえる。「式微の歎」のある家で官界に出るには、やはり学問が必要だったということだろうか。但し、文章得業生から対策及第して出身した文雄に比べ（及第時三十七歳）、明らかに官位は低い。文宗が文章生から少外記に任じられた元慶四年には、文雄は五十七歳。文宗が十歳年少だとしても、既に四十七歳である。文雄と文宗は、同じく紀伝道に学んではいたが、得業生出身と文章生出身とは、やはり大きな差があったのである。

二、対策及第から民部少輔まで

『日本紀略』寛平四年三月五日条に「修理大夫兼勘解由長官従四位下巨勢朝臣文雄卒す（年六十九）」とあるので、文雄は、天長元年に生まれたことになる。菅原道真（承和十二年生）より二十一歳年長、菅原是善（弘仁三年生）より十二歳年少、島田忠臣（天長四年生）より四歳年長で、忠臣と同世代となる。

父については先述したとおり、字しか分からず、母も不明である。文雄の幼少時代及び文章生、得業生時代の事績は伝わらない。

文雄が最初に確認できるのは、貞観二年六月十四日の加階記事であ

る。「前文章得業生正八位下味酒首文雄に三階を加叙す。対策及第を以て也」とある。このことから、文章得業生であったことも分かる。得業生の定員は二名だが、古藤真平の一覧によれば、^⑨承和四年に大江音人が秀才、承和八年二月に和氣貞臣が得業生になつてゐる。また、貞観五年七月二十二日以前に御船助道が得業生である。音人は、承和十二年に対策不第ではあるものの、仁寿三年十月に丁第に改判。貞臣は、承和十年五月十五日に「文章得業生正六位下和氣朝臣貞臣対策。之れを判じて不第と為す」と対策不第で、承和十四年に大学大允に任じられているので（仁寿三年四月十四日貞臣卒伝）、音人、貞臣、いづれも、文雄と同じ時期の得業生であったとは思われない。助道と同じ時期に得業生か。^⑩

橘広相が貞観六年八月八日に対策及第している（『公卿補任』元慶八年）。また、大中臣国雄が貞観八年正月七日には既に得業生として見える。国雄は、貞観八年七月十四日には散位なので、それ以前に得業生から離れたのであろう。文雄の後に広相、助道の後に国雄が得業生になったか。

この頃の文章博士について確認すると、承和十二年三月五日に菅原是善が任じられており（『公卿補任』貞観十四年は十一日とする）、春澄善繩が承和十年二月十日任で、同十五年二月十四日まで文章博士として見える。当初、是善と善繩とが文章博士であったわけだが、善繩が離任した後は、是善一人であつたらしい。貞観九年二月十一日に文雄と橘広相が任じられるまで、是善が文章博士であつた。文雄は、

是善の博士時代に、恐らくは文章生、文章得業生であったと推測される。

なお、文雄は、大江音人の弟子だとされる。音人薨伝（『扶桑略記』貞観十九年十一月三日条）に「文雄貫首の弟子也」とある。音人は文章博士になっていないので、私的な師弟関係かと思われるが、のちの文雄の経歴を辿ると、弁官として実務に到達した官人であったと評価でき、これは音人の特徴でもあり、詩人的性質を強く持つ是善とは対照的な側面である。¹¹⁾

文雄は、貞観二年に対策及第したのだが、この時、三十七歳である。対策及第の年齢を概観すれば、菅原清公は延暦十七年三月二十五日及第（『公卿補任』承和六年）、二十九歳。春澄善繩は天長七年対策及第（貞観十二年二月十九日薨伝）、三十四歳。菅原是善は承和六年十一月五日対策及第、二十八歳。大江音人は承和十二年対策及第（『公卿補任』貞観六年）、三十五歳。¹²⁾ 橋広相は貞観六年八月八日に対策及第（『公卿補任』元慶八年）、二十八歳。都良香は貞観十一年六月十九日対策及第（『古今和歌集目録』）、三十六歳。菅原道真は貞観十二年五月十七日対策及第（『菅家文章』巻八）、二十六歳、となる。

以上を見るに、文雄の三十七歳は、極端に遅いわけではない。菅家三代や橘広相が二十代である以外は、三十代半ばから後半に及第しており、文雄も同レベルと考えてよからう。

文雄は、対策及第によって三階を加えられているが、これは、中上の成績で及第したことを意味する。¹³⁾

続いて文雄が資料に登場するのは、前述した貞観三年九月二十六日の改姓記事である。この時文雄は「大内記従七位上」であった。これ以前に大内記に任じられたことになる。貞観八年正月十三日に民部少輔に遷るまで大内記である。

文雄以前の大内記としては高階菅根がいる。貞観二年正月十六日に「従五位下行大内記高階真人菅根を遠江守と為す」と、大内記から遠江守に遷っている。この後任であろう。前年六月に対策及第によって加階され、それ以後大内記に任じられるまでしばらく間があるが、例えば、大江音人は、承和十二年四月十九日に献策して、翌正月十三日に少内記に任じられ（『公卿補任』貞観六年）、菅原是善は承和六年七月二十六日に対策、十一月に中上と判定され、翌年六月十日に大学大允に任じられており（同貞観十四年）、及第後すぐに任官するわけではない。但し、対策及第後に任じられる官職は、少内記、大学少允などが多く、大内記に任じられた例は見えない。¹⁴⁾ 従って、文雄も大内記以前に別の官職に任じられ（少内記か）、その後大内記に転じたとも考えられる。

同僚としては、安倍清行が想定される。清行は貞観元年正月二十八日に既に大内記であり、貞観二年十一月十六日にも大内記として見える。貞観六年正月十六日には既に勘解由次官なので、それ以前に大内記から離れたのであろう。清行は、道真の詩友・興行の兄である。なお、この時期の少内記については未詳である。

貞観三年九月二十六日、左京人大内記従七位上味酒首文雄、山城少目従八位下味酒首文主、文章生無位味酒首文宗ら三人に巨勢朝臣を賜った。これより先の、左京権亮従五位下巨勢朝臣河守の奏言によるものである。河守の奏言は、ほぼ文雄の款の引用からなる。その一部は先に引用したが、味酒首の系譜を述べていた。改姓の理由については、巨勢朝臣と同祖でありながら、「孤り悴族と為り、久しく榮途に隔た」っており、「加以、酒の用為るや、礼を成すを貴ぶと唯も、耽淫の失、鑑誠深くする攸なり。而るに今味酒を姓と為し、副ふるに首字を以てす。之味既に吉祥に非ず。況復や当に其の首為るべきなるをや。是を以て改姓の望、朝夕思を刻み、式微の歎、弟兄深く鯁ぶ」というのである。「味酒首」の文字面を述べているのだが、酒というのは、儀礼に用いるものではあるけれども、度を超すべきではない。ところが、今の姓は、その酒を用い、しかも「首」(＝第一)である。だから改姓して欲しいと述べるのである。そして「巨勢の華宗に入ることを願うのだが、味酒首は平群の後裔であるから、平群の姓を賜るべきだが、「平群」の字、称谓是れ凡なり、巨勢の文、義理愛するに堪ふ。恒に昆弟と作る、実に親疎无かるべし。既に他に匪ずと云ふ、詎ぞ其の去就を論ぜん」と主張して、文雄の款は終わる。「平群」「巨勢」についても、文字面を問題にしている。「平群」はその文字が「平」(平凡)、「群」(群れ)で、字義は「凡」である、それに比べ、「巨勢」は、「巨」といい「勢」といい「愛するに堪ふ」。さらに、平群と巨勢は、「他に匪ず」(＝兄弟)¹⁶⁾、巨勢を賜っても問題はないというのである。

以上のごとき文雄の款を引用した河守は、「謹みて本系を檢するに、已に同宗たるを知る。其の愁ふる所を見るに、理当に聴許すべし。特に巨勢朝臣の姓を賜ひ、將に沈淪せる族人の懷を慰めんとす」ということで奏上したのである。

この奏言は認められ、文雄らは、味酒首から巨勢朝臣に姓を改めることになった。「味酒首」の文字面を嫌つての改姓願いであるが、それを文字通りに信じていいか疑問は残るものの、沈淪している現状からの脱却を図ったことは確かであろう。また、文雄、文宗は紀伝道に学んでいるが、それは、官僚としての位置を得ることに繋がる。この点、喪葬関係官人の系統であつた土師氏が改姓を奏言し、願ひ出た古人の子・清公以来、文人官僚としての立場を獲得した菅原氏と重なる。

貞観五年正月七日、正六位上大内記であつた文雄は、従五位下を授けられた。貞観二年六月十四日に従七位上に叙されて、二年半で二階上り、五位に到達したことになる。文雄以前に、味酒氏で五位に登つたものは皆無で、恐らくは父の位階も越えたことであろう。この時、四十歳である。¹⁷⁾

貞観八年正月十三日、「従五位下行大内記巨勢朝臣文雄を民部少輔と為す」と、大内記から民部少輔に遷った。貞観九年二月十一日に文章博士に任じられるまでのほぼ一年間を民部少輔として過ごすことに

なる。

この時期の民部卿は、伴善男である。善男は、貞観元年十二月二十一日に民部卿に任じられ、応天門炎上後、貞観八年八月七日に「勘解由使局に於て、大納言正三位兼行民部卿太皇太后宮大夫伴宿禰善男を鞫問す」と尋問され、九月二十二日に配流される。文雄の最初の上司となる。応天門の変で善男が流された後、貞観九年正月十二日に南淵年名が任じられているが、わずかな期間の上司である。

民部大輔には、輔世王が貞観七年正月二十七日に任じられている。貞観十年二月十七日に山城守に任じられるまで、大輔である。

民部省官には紀伝道出身者が任じられることが多い。先の南淵年名もそうだが、少輔に限っても、多治貞岑（天長十四年任。貞観十六年十一月九日卒伝）、大江音人（仁寿二年十一月一日任。『公卿補任』貞観六年）、橘広相（貞観十二年二月十四日任）、菅原道真（貞観十六年二月二十九日任。『公卿補任』寛平五年他）らがいる。道真が「聞説く劇官戸部郎、人臣何ぞ簡ばん職の閑忙を」（『拜戸部侍郎聊書所懐、呈田外史』『菅家文章』巻一・69）と詠んだように、激職であった。

文雄は、文章得業生から対策及第して、大内記、民部少輔に任じられた。いかにも紀伝道出身者らしい官歴である。沈淪していた氏族としては、十分以上の出世であるうか。文雄の心情を示す資料がないので憶測するしかないが、「栄途に隔たり」、「式微の歎」を抱いていた文雄にとっては、紀伝道に学び、改姓を願ったことにより、栄達之道が開けたといえようか。資料の少なさはいかんともしがたいものの、

ここまでの文雄には、特段撰関家以下貴族の庇護を願った様子も窺われない。文雄の学問が、この地位をもたらしたと考えてよからう。文雄の儒者としての能力は、続いて文章博士に任じられることから、かなり高かったと推測できる。

三、文章博士時代

文雄は、貞観九年二月十一日に文章博士に任じられた。四十四歳である。『日本三代実録』は「民部少輔従五位下巨勢朝臣文雄、従五位下行右衛門大尉橘朝臣博覧、並びに文章博士と為す」と記す。橘博覧（広相）と同時の任である。広相は、三十一歳。

文章博士の前任者は、前述したように菅原是善である。是善は、一時期、春澄善繩とともに博士の任にあつたが、善繩が離任した後は一人でその任に当たり、ほぼ二十年を、一人の文章博士として務めた。その是善がここで離任するわけだが、この時期、「詩人無用」の声が響いていた。¹⁸⁾ 貞観八年春頃の作と目される、島田忠臣「春日仮景訪問友人」（『田氏家集』巻上・44）の「儒家問ひ漣ふ詩無用なりと（近來盛んに詩人無用と漣ふ）」に見える「詩人無用」の声は、是善、道真、忠臣ら詩人派へ向けた儒家派からの攻撃であった。貞観八年春時点で、道真は二十二歳で文章生（『公卿補任』寛平五年）、忠臣は三十九歳で大外記に任じられた頃であり（『外記補任』）、詩人派の頭目とはとてもいえない。「詩人無用」の声は、直接には、文章博士の地位にいる

是善に向けられたものと推測される。是善の文章博士離任が、詩人無用論と関係するかは明らかではないが、後任の広相は是善の門弟であり（道真「奉昭宣公書」）、文雄は、儒家派といってもいい音人の弟子であった。

文雄は、元慶元年正月に左少弁に任じられ、その時に文章博士から離れたらしい。十年間を文章博士として過ごしたことになる。広相は、貞観十一年二月一日に「文章博士従五位下橘朝臣広相を学士と為す」と東宮学士に任じられて、博士から離れた。その後、貞観十七年二月二十七日に「従五位下行大内記都宿禰良香を文章博士と為す。大内記故の如し」と、都良香が文章博士に任じられるまでの六年間、文雄は一人の博士であった。

文雄の博士時代の文章生、文章得業生については、古藤の一覧を参照されたいが、⁽¹⁹⁾例えば、菅原道真が貞観八年に文章得業生に転じ、貞観十二年に対策及第している。他にも、藤原佐世、三善清行、紀長谷雄らがこの時期に文章生となり、佐世、清行は、文雄の博士時代に得業生となっている。なお、元慶四年に文章生から少外記に転じた弟・文宗も、文雄の文章博士時代に文章生であったろう。

文章博士の職務に、宮廷詩宴（内宴・重陽宴）での献題がある。献題次第は、内宴も重陽宴もおおむね同じだが、博士二名が召され、二名で献題し、その中から一つを選ぶことになる。⁽²⁰⁾つまり、この時期の

宮廷詩宴の詩題には、文雄が献上したものが含まれる可能性があるということになる。文雄が文章博士となって以降の宮廷詩宴（内宴・重陽宴）における詩題を一覧する。

貞観九年九月九日 重陽宴（山人献茱萸杖）⁽²¹⁾

貞観十年正月二十一日 内宴（無物不逢春）

貞観十年九月九日 重陽宴 喜春

貞観十二年九月九日 重陽宴 天錫難老

貞観十六年正月二十一日 内宴 春雪映早梅

貞観十七年正月二十一日 内宴 陽春詞

貞観十七年九月九日 重陽宴（紅蘭受露）

この中でも、貞観十年重陽宴から貞観十七年内宴までは、文雄一人が文章博士であって、文雄が献題した可能性が高い。⁽²²⁾もともと、これだけで文雄の学問について云々することはできないが、参考までに記しておく。

貞観十年正月十六日に、備後権介を兼任した。遙任である。但し、離任時期が明確ではない。貞観十三年十月五日に、「大学頭従五位上兼行文章博士」として見え、これ以前に離れたことは確かであろう。また備後権介としては、藤原門宗が貞観十二年正月二十五日に任じられていた。文雄の権介は、この時までかも知れない。

貞観十年二月十八日、野火が田邑山陵兆域の樹木を焼いた。同月

二十五日に、詔が公卿及び諸儒に下り、「博く山陵火災並びに礼制を為すを議せしむ」こととなった。従四位下行博士兼伊予権守大春日朝臣雄繼と文章博士従五位下兼備後権介巨勢朝臣文雄が議文を提出した。⁽²³⁾

雄繼は、「礼記に曰く、焚、其の先人の室に有れば、則ち三日哭すと。然れば則ち当に礼に拠りて之れを行ふべし」と、『礼記』（檀弓下）に基づいて、礼に依拠すべきだという。哭礼を行うという見解であろう。明経博士らしく、経書に拠る議論である。

それに対して文雄は、

漢書に曰く、武帝建元六年四月、高園便殿火あり。帝素服五日。昭帝元鳳四年五月、孝文廟正殿火あり。帝及び群臣皆素服。

山陵の失火、未だ故実を見ず。宗廟に至りては、前聞此くの如し。という。『漢書』武帝紀、昭帝紀を引用して、山陵の失火については故実がなく、宗廟の火災については、『漢書』に記されたとおりであるという。文雄は、哭礼は行わず、素服を着すという見解なのである。史書から故実を探る点など、雄繼と対照的で、紀伝道的な立論であるといえる。

結果は、「公卿漢家の故事に本づき、礼度の宜しき所を斟酌し、文雄の議を取りて奏す」と、文雄の議が選ばれ、「帝正殿を避け、錫紵を服し、常膳を撤去し、御蔬菲を進ず。朝を輟むること五日。公卿及び諸近臣皆彩飭を去る。一に凶儀に准ふ」と、天皇は錫紵を着し、公卿・近臣も「皆彩飭を去る」こととなった。

貞観十二年十二月二十九日、次侍従に任じられた。

『日本三代実録』貞観十三年十月五日条に、文雄は「大学頭従五位上兼行文章博士」として見える。これ以前に大学頭に任じられ、従五位上を授けられたことになる。

文雄以前に見える大学頭は潔世王で、貞観五年二月十六日に任じられ、同十一年三月四日まで大学頭として確認できる。潔世王の後任であろう。文雄は大学頭として貞観十八年四月十一日まで見える。文雄は、貞観十九年正月に左少弁に任じられており、この時に大学頭を離れたか。

同僚について確認すれば、山田弘宗が、大学大属として、貞観十一年四月十三日、同十三年八月二十五日に確認できる。

また、文雄は、この時従五位上である。貞観十二年十二月二十九日時点では従五位下であったので、この間に昇叙したと思われる。貞観十三年正月七日に叙位が行われていたらしく、あるいはこの時に加階したか。

『日本三代実録』貞観十三年十月五日条は、「天皇錫紵を服す。近臣皆素服なり。太皇太后を山城国宇治郡後山階山陵に葬る。是の時、天皇祖母太皇太后の為の喪服に疑有り。未だ決せず。是に於て、諸儒をしてこれを議せしむ」と記す。祖母太皇太后藤原順子のための清和天皇の喪服について疑義があり、諸儒に議させたのである。議したのは、

従五位上行大学博士兼越前権介菅野朝臣佐世・従五位下行助教善淵朝臣永貞、大学頭従五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄、民部少輔兼東宮学士従五位下橘朝臣広相、正六位上行少内記都宿禰言道（良香）・菅原朝臣道真、勘解由次官従五位下安倍朝臣興行、外従五位下守大判事兼行明法博士桜井田部連貞相の八名六組である。喪服を着るか否から始まり、服は何日か、あるいは心喪にすべきかなどが論じられ、「朝議、心喪五月、服制三日に定む」という結果になった。

文雄の議文を掻い摘んで紹介する。

まず文雄は、晋の隆安四年に孝武太皇太后李氏が崩じた例をあげる。安帝の服が議論されているが、「春秋の義、母は子を以て貴し。成風は莊公の妾、僖公の母、文公の祖母なり。文公の世に薨す。文公、夫人に同じて三年の喪に服す」との例があげられる。子は父母から生まれるところであつて、「体は尊く義は重し」。また、「礼、祖厭はず」（²⁴）祖父母が孫から喪葬されることを厭わないというのであろう」という。これに基づいて、安帝は齊衰期（五服の内、二等の喪。一年）を服し、百僚もまた一期を服したという。

文雄はこの故実に基づき、「是れ古三年の喪を行ふは、時の礼」であるが、「本朝の制令」では「三年の喪は、降して一年と為す。周期の喪は、亦五月と為す」。だから、もし晋の礼によって行うとしても（晋では一年の喪に服した）、今は、「五月の服」を用いるべきであると、一旦は結論づける。

しかし、『唐礼』には、「皇帝の本服大功已上の親の喪は、皇帝は

親みづから事を視みざること三日」とあり、『唐令』には「皇帝、皇太后、皇后、皇太子は、五服の内親の為に挙哀す。本服の周には、三朝哭して止む。大功には、その日の朝晡哭して止む。小功以下には並びに一たび挙哀して止む（その挙哀、皆素服なり。皇帝挙哀の日、内教及び太常、樂を停む）」とある。⁽²⁶⁾そして、『本朝の令条』には「皇帝、二等親以上の親の喪は、皇帝事を見ざること三日」とある。⁽²⁷⁾また、「天皇、本服二等以上の親の喪の為に、錫紵を服す」とあり、義解に「凡そ人君位に即けば、服傍褻を絶つ。唯心喪のみ有り。故に本服と云ふ」とある。

『唐礼』『唐令』『本朝の令』を検討すると、「皇朝の令」と『唐典』は同じである。⁽²⁸⁾だから、天皇に対して「別に遺制有るに非」ざれば、「事須く必ず新礼に依りて三日服を成すべし」と結論づける。

要するに、晋の先例を考えれば五ヶ月だが、本朝令と唐典が同じなので、三日の服にすべきだというのである。

晋の故実をあげながらも、唐礼・唐令・本朝令を勘案して、運用しようとしているのである。

他の五組の結論部分を確認しておく。

大学博士菅野佐世・助教善淵永貞は、『儀礼』、『春秋左氏伝』及び杜預注、孔穎達疏をあげて、葬った後は喪服を去るべきだという。

民部少輔兼東宮学士橘広相は、多くの資料を引用しながら、基本的には『唐礼』に従い、そこに本朝の制を併せて、五ヶ月の喪と結論づける。

少内記都良香・菅原道真は、「儀礼」、「本朝喪葬令」に基づき、心喪五ヶ月と結論づけ、さらに晉の武帝の楊皇后崩御時に、子である太子（のちの恵帝）が、母后を葬って除服したのだから、まして祖母については、除服すべきだと、論を補強する。

勸解由次官安倍興行は、「諸儒の議する所を見」て、それぞれの説を検討し、心喪五ヶ月、服五日と結論づける。興行は特に典拠をあげているわけではなく、議文としては異例である。³⁰⁾

大判事兼明法博士桜井田部貞相は、基本的に律・令及び義解を引用しつつも「一日万機ありて事臣下と異なる為」に服喪を絶つと結論づける。³¹⁾

大学博士及び興行の議文以外には、すべて喪葬令の「天皇、本服二以上の親の喪の為に、錫紵を服す」があがっており、祖母太皇太后を入れるべきかに議論の中心があつたようである。文雄は、祖母は二等以上なのだから当然入るとの考えであるが、良香・道真は、「周官司服に拠れば、錫衰、是れ君、臣を弔ふ服なり。祖母太后の為に之れを施すべからず」といひ、祖母太皇太后は入らないと主張している。³²⁾ 朝議の結論である、心喪五ヶ月は、良香・道真、興行、服制三日は、文雄の議論から取られており、紀伝道学者の議論が採用されたことになる。

貞観十三年十月二十一日、応天門の修復が終わった。応天門は、貞観八年閏三月十日に焼け、二年後の貞観十年二月十三日から修復が始

まっていた。修復なったこの日、「明経文章等博士をして、応天門の名を改むべき歟、又応天門と名づく、其の義何に拠るか、又朱雀羅城等門の、名義如何を議せしむ」こととなった。応天門の名前を改めるべきか、また、応天門の名の典拠、及び、朱雀門・羅城門の名義について議文を提出させたのである。朱雀・羅城門までもが問題にされたのは、もし、応天門の名を変更するとなれば、平安京の中心を南北に連なる朱雀門・羅城門にも影響があると考えられたからであろうか。

議文を提出したのは、従五位上行大学頭兼文章博士巨勢朝臣文雄と、従五位上行大学博士兼越前権介菅野朝臣佐世・従五位下行助教善淵朝臣永貞・外従五位下船連副使麻呂の二組四名である。³³⁾

文雄の議文は、冒頭に「宮殿城門等火災の後、更に其の名を改むるは、両漢以上未だ必ずしも此の事有らず」と、宮殿城門の名称が火災によって変更されたことが両漢以前にないことをいい、続けて、火災による名称変更の例をあげる。

魏の明帝青龍二年四月、崇華殿が焼け、南閣に延焼した。修復された後、三年七月に至って、この殿がまた焼けた。高堂隆は、この上作らない方がいいと考えたが、帝は従わず、遂に崇華殿を復興して、九龍殿と名づけた。³⁴⁾

唐の玄宗天宝二年、東京応天門が焼けた。延焼して、延福門に至った。十一月に応天門が完成し、改めて乾天門と名づけた。³⁵⁾

以上、改称の故実二例をあげて、「本朝の制度、多く唐家に擬す。

凡そ天災人火、其の名異なりと雖も、惣じて之れを論ぜば、皆是れ国の休徴に非ず。然れば則ち修復の後、其の旧号を除き、更に嘉名を制すは、亦宜しからざらん哉——天災であろうと人災であろうと国家の吉兆ではないのだから、修復した後、旧号を除いて、嘉名をつけるのは、不都合ではない——という。改称を結論づけたことになる。

続いて、応天門、朱雀門、羅城門の名義について論じている。

応天門については、「洛都宮城の門は、是れ応天門と謂ふ」のだが、その典拠は、「礼含文嘉」の「陽は人心に順ひ天に応ず」に依拠するのである。

朱雀門については、「長安南面の皇城門は、是れ朱雀門と謂ふ。又大明宮南面の五門の正南、丹鳳門と曰ふ」のだが、そもそも、丹鳳、朱雀は、「其の義是れ一なり」。従って、南方にあることをもって、朱雀というのであろう。

羅城門については、「羅城門と称するは、是れ周の国门なり。唐の京城門、西都之れを明德門と謂ひ、東都之れを定鼎門と謂ふ。今之れを羅城門と謂ふ、其の義未だ詳かならず」と、羅城門の名義が未詳であるといひ、しかし、「大唐六典注」に「大明宮自り、東羅城複道を夾み、通化門磴道を経て、而して興慶宮に入る」³⁶とあるのを引いて、「今其の文勢を案ずるに、蓋し此の羅列の意ならん乎」と結論づける。

門号の改称については、魏と唐の改称の故実をあげ、そもそも火災は不吉なのであるから、改称するのは不都合ではないとする。門号に

ついては、中国都城の門号をあげて検討している。但し、羅城門について明確にできていない。

明経博士菅野佐世らの議文は、『春秋左氏伝』『毛詩』『毛詩正義』の引用から構成されている。……①応天門の改称は不用である。②「応天」という名称の典拠は經典には見られない。③朱雀門・羅城門の語義については經典には見られない³⁷——という結論である。

この二つの議文は、紀伝道の文雄が史書に依拠するのに対し、明経道の佐世らが經書に依拠しており、学問の相違をよく表しているといえる。

貞観十三年十月二十九日に「応天門成る。所司饌を設く。大工已下を饗す。公卿大夫畢会せざる莫し」とあり、改称はなされず、文雄の議は採択されなかったことになる。

翌貞観十四年五月二十三日、文章得業生越前大掾從七位下藤原朝臣佐世とともに、鴻臚館に遣わされた。なお、この時文雄は阿波介を兼任している。いつ任じられたかは未詳であるが、前年の時点では兼任は見えず、貞観十四年二月二十九日に除目があったことから、あるいはその時に任じられたか。離任時期は明確ではないが、貞観十八年四月十一日には兼任は見えず、それ以前に離れたのであろう。

文雄らは鴻臚館で渤海使を饗応したのだが、その時の宣命によれば、常の例では「大内の内に召して饗賜ひ音楽賜ひけり」だが、「思しめす大心おはしますに依てなも、使を遣して大物賜ふ」ということになつたらしい。どのような「大心」があつたかが問題だが、『日本三代実録』貞観十四年正月二十日条に「是の月、京邑咳逆病発る。死亡する者衆なり。人間に言はく、渤海客来たりて、異土の毒気の然からしむるなり」とあつて、咳逆病が起こり、死者が多数出たのは、渤海客が毒気を運んできたからだと言つていたらしい。また、貞観十四年三月二十三日に、内外に頻りに怪異が起こるので、諸社に奉幣が行われたが、石清水社への告文には、去年陰陽寮が占つていうには、蕃客が来て、天下に不祥のことがあるだろうという。今年渤海客がやつて来たが、これは、定例（一紀）でやつて来たのであつて、やむを得ない。「国憲」として召さなければならぬ。よつて、この状を聞き召して、遠客が近づいても、神護を賜つて、無事に過ごせるようにとあつた。

本来ならば宮中に召して饗宴すべき渤海客だが、如上の事情により、鴻臚館での饗宴となつたのである。

この貞観十四年秋、文雄は大学寮において後漢書を講じ始めたようである。紀長谷雄「後漢書竟宴各詠史得龐公」（『本朝文粹』卷九・262）によれば、「貞観十四年秋、明時此の書の天下の奇作なるを以て、翰林学士巨大夫をして之れを講ぜしむ」とある。講書の様子は、「大

夫掌を抵ちて談じ、耳を提げて厭ふこと無く、彼の先儒の墨守を発き、以て後学の蒙求を撃つ」——掌を打つて談じ、耳に口を近づけ丁寧に教えて倦むことなく、先儒の墨守する説を破り、後学の蒙を啓く——と描かれる。しかし、この講書は、「元慶元年春、擢きて左少丞に遷さる。職其の勤に非ず、講以て俄に止む」とあり、元慶元年春に左少弁に任じられ、講書を続ける職ではないために、急遽中止されることになつたのである。この講書は菅原道真に継承されることになるが、貞観十四年秋から元慶元年まで五年間、講書を行つていたことになる。

貞観十八年四月十日、大極殿が焼け、小安殿・蒼竜白虎両樓・延休堂及び北門北東西三面廊百餘間に延焼した。翌十一日に「前丹波守従五位上安倍朝臣房上、従五位下笠朝臣弘興を追禁す。行火を疑ふこと有るを以て也。詔して明経紀伝博士等を召し問ひて曰く、大極殿災あり。皇帝朝を廢するや、以て否や。及び群臣政に従ふは如何」と、放火犯の二人が捕らえられ、明経・紀伝博士らに、皇帝が廢朝すべきか否か、群臣は政に従うべきか否かの問がなされた。³⁸問われたのは、明経道が、従五位上・行大学博士兼越中守善淵朝臣永貞・従五位下・行助教船連副使麻呂・善淵朝臣広岑・直講正六位上美努連清名・小野朝臣当岑で、紀伝道が、大学頭・従五位上兼行文章博士巨勢朝臣文雄・文章博士・従五位下兼行大内記越前権介都宿禰良香である。良香は、前年二月二十七日に文章博士に任じられていた。

文雄・良香の見解を見よう。

『春秋穀梁伝』（成公三年）の「新宮災あり。三日哭す。新宮なるは何ぞ。禰宮也。三日哭す、哀也。其れ哀は、礼也」をあげる。そして、以下、まず廟の火災の例をあげる。

漢武帝建元六年四月。高園便殿火あり。帝素服五日。

昭帝元鳳四年五月。孝文廟正殿火あり。帝及び群臣皆素服。

と、漢の二例をあげ、続けて、宮殿の火災の例を列挙している。

漢武帝元封六年十一月。栢梁台災あり。

成帝永始四年四月。長樂宮臨華殿、未央宮東司馬門皆災あり。

後漢順帝永和元年十月。承福殿火あり。

魏明帝青竜二年四月。崇華殿災あり。

晉武帝大康十年四月。崇賢殿災あり。

梁武帝普通二年五月。琬琰殿火あり。後宮屋三千間を延焼す。

以上の故実を踏まえて、「国廟火災、必ず素服尽哀の礼有り。宮殿の災の如きに至りては、変服・廢朝の文有ること無し」と、一旦結論づける。冒頭の『穀梁伝』も「禰宮」（＝父の廟）が焼けた例であるから、「国廟火災」に含まれるのであろう。しかし、議論はこれで終わらず、「但し」として二つの例が追加される。

春秋昭十八年左氏伝曰く、五月宋・衛・陳・鄭皆火あり。三日哭す。国市せず。

魏苑に曰く、魏文侯御廩災あり。素服して正殿を避くること五日。

群臣皆素服にして哭す。

これに基づき、「古の諸侯此の如き災有れば、或は変服・致哭の義有り」という。そして、「今折中して之れを論ずれば、宜しく三日廢朝し、皇帝及び群臣常服を変へず、唯憂感の意を尽くすべし」と結論づける。

文雄らの議論は、廟の火災ならともかく、宮殿の火災では変服や廢朝の例はない。しかし、「古の諸侯」は、火災があれば「変服・致哭」を行つた。それらを折衷して「廢朝は「古の諸侯」に、変服をしないことは漢以後の宮殿火災に基づく―廢朝のみを求めたのである。「群臣從政」については、「常服を変へず、唯憂感の意を尽くすべし」というのだから、「政」に「從」うべしとの結論なのであろう。

明経道側は、「礼記」、「左氏伝」（文雄らと同じ箇所）をあげ、「天災人火、皆三日哭す。是れ火災を憂感すること喪するが若き意也」といい、「礼記」にも「左氏伝」にも「三日哭す」とあることから、「何ぞ正寝に在りて政を聴くを得んや」という。そして、最後に「春秋の義、国に災異有れば、則ち君親ら素衣縞冠し、群臣を帥てこれを哭す。然れば則ち公卿事に從ふこと、随ひて知るべし」と結論づけるのである。天災でも人災でも三日哭し、君主が群臣を率いて哭すのであるから、廢朝すべきであり、「群臣從政」も否という結論なのであろう。

紀伝道、明経道は「廢朝」については同じ結論だが、天皇・群臣の「致哭・変服」及び「群臣從政」についてはまったく異なる結論を導

いている。同じ「左氏伝」を引いているし、また明経道が引く『礼記』は、紀伝道が引く『穀梁伝』とほぼ同内容である。しかし、明経道では経書に従い、紀伝道では史書の故実と折衷し、逆の結論を導いている。ここでも、学問の違いが表れているといえよう。

結果は「文雄・良香等の議に従へ」となった。

文雄の文章博士時代の記録は、これで終わる。文雄は、貞観九年から十年間、文章博士であった。そのほとんどは、一人で文章博士の職責を果たしていた。資料に残るだけでも、四度の議文を提出し、後漢書の講書も始めた。まさしく文章博士、儒者の頂点として、その地位を占めていたといえよう。文雄の四十四歳からの十年間は、学儒として充実した時期であったといえる。

四、弁官時代

貞観十九年（元慶元年）春、文雄は左少弁に任じられた。前掲紀長谷雄「後漢書竟宴各詠史得龐公」に記されたとおりである。『弁官補任』³⁹貞観十九年には「（左少弁）從五位上巨勢文雄」とある。『二中歴』（第二・儒者歴・儒者弁）に「巨勢文雄（元慶元正／右少左大）」^{左中}とあり、元慶元年正月任としている。同年正月十五日に左少弁橘広相が離任しているの（『弁官補任』）、その後任として任じられたとすれば、正

月十五日以降の任となる。『二中歴』の記述はこれに合致する。

元慶五年八月十九日太政官牒（『平安遺文』⁴⁵³⁶）に「正五位下守右中弁兼行大学頭巨勢朝臣」との位置が見える。この時期、巨勢氏の大学頭は文雄しかいないので（大学頭再任については後述）、文雄と認めてよいであろう。元慶五年八月十九日以前に右中弁に転じたことになる。前任者を求めれば、藤原保則が、元慶四年二月十七日までは右中弁であることが確認できる。『公卿補任』によれば、保則は、元慶六年二月三日に讃岐権守になっている。この間に、保則から文雄に交替したことになる。なお、『古今和歌集目録』によれば、安倍清行が元慶五年七月に任左少弁である。恐らく、文雄の後任であろう。とすれば、この時、元慶五年七月に文雄は右中弁に転じたか。つまり、文雄は、元慶元年正月に左少弁に任じられ、同五年七月に右中弁に転じたことになる。

左弁官局の同僚を確認すれば、『弁官補任』によれば、藤原家宗が、元慶元年正月七日に左大弁から離れ、後任として源舒が、二月二十九日に右大弁から左大弁に転じている。左中弁には、藤原千兼が見え、権左中弁に藤原春景がいる。春景は翌元慶二年には権左中弁を離れていたらしい。左弁官はほぼこの陣容のままだが、元慶五年二月に藤原山陰が左大弁に任じられている。

文雄は、貞観十九年正月に左少弁に任じられたが、それは、文章博士・大学頭から離れることを意味し、前掲紀長谷雄「後漢書竟宴各詠

史得龐公」に記されたとおり、後漢書講書の中断をもたらした。なお、文雄の後任として、同年十月十八日に菅原道真が文章博士に任じられ、前述のとおり、後漢書講書も引き継いだ。

学儒としての地位にいた文雄は、左少弁から右中弁へと転じつつ、元慶八年三月九日に越前守に遷るまでの七年間、弁官として実務に携わることになる。

元慶元年四月二十六日、大嘗会檢校並びに悠紀主基行事が定められ、文雄は、悠紀の事を行うことになった。

元慶二年八月二十五日、皇弟・貞保親王が飛香舎において初めて蒙求を読んだ。侍読は橘広相である。当日宴が開かれ、右大臣藤原基経は、特に巨勢文雄、都良香、島田良臣、菅野惟肖ら数人を呼び、詩を作らせた。都良香作になる詩序が、「八月廿五日第四皇子於飛香舎從吏部橘侍郎広相始受蒙求便引文人命宴賦詩」(『本朝文粹』卷九・264)として残る。

貞保の母は藤原高子であり、陽成の同母弟で、基経の甥に当たる。恐らくこの講書も、基経が関与していたのであろう。但し、侍読の橘広相を含め、集められた儒者の中で基経と関わりがあるのは島田良臣のみで、良臣は基経の近習であった。⁽⁴⁰⁾ 良香は文章博士、文雄も、もと文章博士、良臣は基経の近習であり儒者、そして惟肖は内記である。帯びた官職からしても、専門性の高い儒者を特に喚んでいるようだ。

そしてその中に文雄も選ばれているのだから、才学に対する評価も窺われる。

『日本三代実録』元慶三年十月二十三日条に「大学頭従五位上兼守左少弁巨勢朝臣文雄」として見える。これ以前に大学頭に再任されたらしい。

文雄再任以前の大学頭としては、元慶二年八月十四日に、「従四位下実世王を大学頭と為す。大学頭従五位上藤原朝臣忠方を大藏大輔と為す」と、大学頭忠方が大藏大輔に、賛わって実世王が大学頭に任じられている。実世王は、元慶六年六月二十五日に摂津守として見え、平姓を賜っている。実世王の任摂津守の時期は明確ではないが、在原安貞が、貞観十九年正月に任じられており(『日本三代実録』元慶二年七月二日条)、安貞の摂津守は、元慶三年正月七日まで見える。恐らくこの後間もなく安貞が摂津守から離れ、その後を実世王が襲ったか。そして実世王の後任として文雄が大学頭に再任されたのであろう。文雄は、元慶八年三月九日に右中弁・大学頭から越前守に遷っており、それまでの五年間を再び大学頭として過ごすことになる。

なお、大学寮の同僚としては、元慶六年正月七日に「大学助大春日朝臣善道」が見え、弟子の三善清行が元慶八年正月十一日に大学少允に任じられている(『公卿補任』延喜十七年⁽⁴¹⁾)。

元慶三年十月十日、参議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守菅原

朝臣是善、大学頭従五位上兼守左少弁巨勢朝臣文雄、少納言兼侍従五位下橘朝臣春行は、西寺綱所に遣わされ、宣命を伝えた。延喜太政官式に「凡そ僧綱を任ぜんには、弁官、預め式部・治部等の省に仰せよ。其の日勅使の参議（宣命の文を賜へ）及び少納言・弁・式部輔・治部輔・玄蕃頭等各一人を遣はし、共に僧綱所に向かひ（僧綱所に預め座を設けよ）、勅使、宣命文を以て少納言に授けよ」とある。勅使には、参議、少納言、弁等が選ばれるわけだが、今回でいえば、是善が参議、文雄が弁、春行が少納言となる。

同年十一月二十五日、正五位下を授けられた。朔旦冬至による授位である。

十二月三日に、左右京識・五畿内に勅が下り、先例によれば、班田使を遣わして班田を行うべきだが、今回は特に「国宰」（国司）に委ねることとなった。⁴²そして、八日には参議源舒以下四名に、「身は京師に在りて、遙かに其の事を撰す」と、京にいながら畿内の班田を検校させた。国司の監督役である。ところが、同二十一日に四名が山城国に遣わされて、班田の事を国司とともに行うこととなったのである。勅によれば、山城国は「地は京輦に接し、人は権豪多」いので、「班給の務」に対して、「將に妨を成さんとす」からという理由である。遣わされたのは以下の四名で、文雄も含まれている。

左少弁正五位下兼行大学頭巨勢朝臣文雄

諸陵助正六位上林朝臣忠範

主計少属従六位下小野朝臣安影

左京少属従七位上春滝宿禰春岳

この四人については「実務に明るい連中が派遣された感」があると評価されている。⁴³なお、官人派遣は、山城国以外でも行われ、元慶七年十一月十七日には、大和国と河内国にも遣わされている。河内国には、文雄の弟・文主も派遣されている。

この元慶度が、最後の畿内班田である。

同年十二月四日、清和上皇が崩御し、翌日、皇女である齋宮・識子内親王が退下することになった。十三日に文雄を齋宮奉迎使とする宣旨が下った（『類聚符宣抄』巻一）。ちなみに、この宣旨を奉行したのは、弟の文宗である。

翌元慶五年正月二十八日、従四位下恒基王とともに、奉迎に向かった。⁴⁴

延喜齋宮寮式によれば、「五位・六位各一人は堺上に祇候し、弁一人は史生・官掌各一人を率ゐて齋宮に参り、検校して帰り発たしめよ」とあり、左少弁であった文雄は、齋宮まで行ったと推測される。元慶五年正月十五日の太政官符によれば、齋宮は、二月二十二日に出立し、「大和道自り、山城河陽宮を経て、撰津難波海に至りて解除。彼自り都に入るべし」との予定になっていた。齋宮の帰京には十日ほどかかるので（『江家次第』巻十一・齋宮帰京次第）、三月初には、文雄も帰

京したと思われる。

文雄は、元慶五年七月に右中弁に転じた（前述）。元慶八年三月九日に右中弁・大学頭から離れて越前守になっているので、それまでの任となる。

文雄の右中弁時代の右弁官局を概観すれば、『弁官補任』によれば、橘広相が元慶五年二月十五日に右大弁に任じられており、文雄離任時にも右大弁である。上司ということになる。広相は、以前文雄とともに文章博士を務めていた。

右少弁として、『弁官補任』元慶八年に、従五位上藤原佐世、従五位下平季長が見える。佐世は、元慶七年正月七日に右少弁として見え、仁和二年正月十六日に左少弁に転じている。一時期同僚であったことになる。ところが、季長は、元慶七年正月十一日に「陸奥守従五位上兼守左近衛権少将平朝臣季長を上野権介と為す。余官故の如し」と見え、仁和二年六月十九日に「従五位上守左近衛権少将平朝臣季長を右中弁と為す」とあり、元慶八年に従五位下右少弁とする『弁官補任』と齟齬する。

元慶六年六月二十六日、右相撲司に任じられた。同年七月二十九日、三十日にいずれも紫宸殿で相撲御覧が行われた。

元慶八年二月二十三日、従四位下を授けられた。光孝天皇即位の日

である。この授位記事で文雄は、「右中弁兼大学頭紀伊守巨勢朝臣文雄」として見えている。これ以前に紀伊守となっていたらしい。右中弁・大学頭兼任なので遙任である。但し、いつから守を兼任したかは明らかではない。『日本三代実録』元慶六年六月二十一日条では、「正五位下守右中弁兼行大学頭巨勢朝臣文雄」と見え、元慶七年三月四日の太政官牒（『平安遺文』⁴⁵⁴、^補²⁵⁵）には、「正五位下守右中弁兼行大学頭紀伊守巨勢朝臣」として見える。⁴⁵元慶七年正月十一日及び二月十四日に除目が行われており、このいずれかの日に任じられたか。

元慶八年三月九日、「従四位下行右中弁兼大学頭紀伊守巨勢朝臣文雄を越前守と為す」と越前守に任じられた。右中弁・大学頭を離れての地方赴任である。六十一歳である。

文雄は七年に互って弁官を務めたが、それ以前の文章博士時代が、学儒として議文や講書に携わっていたのに対し、弁官時代は、実務に携わっていたことになろう。この時期の太政官牒に文雄の位署が残るものがある。『平安遺文』の番号で列挙すれば、⁴⁵²⁶（元慶二年五月二十七日）、⁴⁵³²（同四年二月十四日）、⁴⁵³³（同上）、³⁵³⁴（同年三月二十九日）、⁴⁵³⁷（同八月二十九日）、⁴⁵⁴⁴（同七年三月四日）、^補²⁵⁵（同上）である。この内、⁴⁵³³には文雄の自署が残る。

五、越前守前後―道真との交流―

元慶八年三月九日、文雄は越前守に任じられた。初めての地方官赴任である。⁴⁶

越前守離任時期は明確ではないが、仁和二年六月以降に詠まれたと推測される、菅原道真「憶諸詩友、兼奉寄前濃州田別駕」（『菅家文章』卷四・263）に「巨明府劇官將に満ちんとす、安別駕煩代未だ行はず」とあり、「巨明府」（＝文雄）の任期が満ちようとしているという。仁和二年秋頃には越前守を離れたらしい（この詩については後述）。

越前守時代の同僚について『国司補任』⁴⁷を確認すれば、介としては、源悦が元慶八年五月二十六日に任じられている（『公卿補任』延喜十九年）。悦は、仁和元年正月十六日に任右衛門大尉（同前）で、後任に、浄野宮雄が正月十六日に任じられている。助教兼任なので、遙任であろう（仁和二年二月七日の釈奠に参加している）。宮雄は、仁和二年二月二十一日に左京権亮に遷っている。同日、助教中原月雄が介に任じられている。助教を兼任したままであったらしい。月雄は、同年六月十九日に、任讃岐権掾で、助教もとの如し。この同日に、春岳冬道が任越前介で、冬道は赴任したらしい。なお、仁和元年二月二十日に「前越前介従五位下平朝臣好風を大宰少弐と為す」とあり、平好風がこれ以前に介であったらしいが、文雄と同時期かは不明である。

権介としては、源双が元慶八年三月九日に、藤原恒泉が仁和二年二

月十六日に見える。

掾としては、紀有世が仁和元年に越前掾から少外記に遷っている（『外記補任』）。少掾としては、文章得業生藤原春海が仁和二年五月二十六日に越前少掾として見える（『類聚符宣抄』卷九）。

文雄は赴任したが、介は皆遙任である。任地での文雄は、介の不在もあり、守として多忙を極めたと思われる。

この文雄の外吏赴任は、どのようにとらえるべきであろうか。弁官・大学頭からの転任であり、左遷と解釈する向きもある。⁴⁸

彌永貞三は、菅原道真の任讃岐守を緒として光孝天皇即位前後の人事を分析し、「文人派」の後退・交替現象を見ている。彌永は、大蔵善行閥の進出と菅家学閥の分裂を想定している。確かに、全体的に「文人派」の退潮は明らかであるが、その様相は一樣ではない。大蔵善行閥の存在については反論もある。³⁰ 但し、彌永がいうように、撰関家との繋がりは重要であったようで、善行は藤原基経の侍読であったし（『二中歴』第二・撰関侍読）、菅家学閥でありながら、讃岐守へ転出した道真の後任として式部少輔に任じられた藤原佐世は、善行と同じく基経の侍読となり（同前）、家司であったともいう（『江談抄』卷一・34）。

しかし、菅家学閥と目される菅原宗岳が、仁和二年正月十六日に少外記から大外記に昇進しているが（『外記補任』）、撰関家との関係は明らかではなく、撰関家とは無関係の昇進であったとも考えられる。

以上のごとく、「文人派」の退潮・交替といっても、それぞれに事情が伏在しており、撰閲家との関わりが大きな要因であったことは否定できないが、一概にとらえることもできないであろう。

文雄の任越前守についても、その事情は明らかにできない。文雄の任国・越前には、儒者が多く任じられ、「詩国」（大江匡衡「饒越州刺史赴任」『江吏部集』巻中）と呼ばれる。⁽⁵²⁾北陸には渤海使が到着することが多い故に、儒者が任じられたり、文章生が文章生外国として任じられた。⁽⁵³⁾文雄の任越前守にもこのような事情があるとも考えられるが、『国司補任』を見ても、文雄前後で越前国司に任じられた儒者は、多くが遙任である。六十一歳での外吏赴任は、詩国・越前とはいえ、左遷の意味合いが強いように感じる。但し、左遷されたとしても、その理由は分からない。撰閲家と近い関係ではなかったようだが、敵対するほどの存在であったかどうか不明である。なお、文雄の弟・文宗も、仁和元年正月十六日に、大外記から河内介に転じている。⁽⁵⁴⁾これも左遷であろうか。

越前守時代の文雄の事績は知られていないが、菅原道真に、この当時の文雄に関わる詩がある。

近曾有自京城至州者。誦出⁽⁵⁵⁾一絶云、是越州巨刺史、秋夜夢菅讚州之詞也。予握筆而写。写竟興作、聊製一篇、以慰悲感。

北山南海隔皇城 北山南海 皇城を隔つ

煙水蒙籠夢裏情 煙水蒙籠たり 夢裏の情

時節暗逢流淚氣 時節暗かに逢ふ 流淚の氣

州名自有斷腸声 州名自ら有り 斷腸の聲

莫因道遠称孤立 道遠きに因りて 孤立すと称ふこと莫かれ

嫌被人知会五更 人に知られて 五更に会ふことを嫌ふ

若使神交同面拜 若し 神交をして面拜に同ぜしめば

不辭夜々冒寒行 夜々 寒を冒して行くを辭せざらん

〔菅家文章〕巻三・198

『菅家文章』の排列から仁和二年秋の作と思われる。道真はこの年の正月十六日に讃岐守に任じられて、讃岐に赴任していた。

近頃、都から讚岐に来たものが出て、一絶を「誦出」したが、それは越前守巨勢文雄の「秋夜菅讚州を夢む」の「詞」であった。道真は筆を執ってそれを写し、写し終えて興が起こり、一篇を作り、「悲感」を慰めたという。

文雄が、「秋夜菅讚州を夢む」という詩を詠んだことが分かるが、この詩は、都にいる誰かに送られたものらしい。「自京城至州者」がその当人なのかも知れないが、「誦出」して、それを道真が写したということから、「自京城至州者」は暗誦していただけで、別人に送られてきた詩が評判になっていて、それを道真に伝えたとも考えられる。

文雄は、越前の地で道真を夢に見たというのだが、これ以前の二人の交流は、前述したような文章博士と文章得業生という関係以外、知られていない。但し、冒頭にも述べたように、道真は文雄を「詩友」と評しており、いつからかは分からないものの詩の遣り取りなどをし

ていたのであろう。⁵⁶⁾

前半は遠く隔たっている悲しみを詠む。第五句で「道遠きに因りて孤立すと称ふこと莫かれ」と詠むのは、文雄の詩に、道真と離れて「孤立」しているというような表現があったか。第七句、「神交」は、神霊の交わり。班固「答賓戲」(『文選』卷四十五)に「皆命を俟ちて神交し、詞言の信ぶる所に匪ず」と見え、五臣注に「皆天命を待つは、是れ神霊の交にして、詞言游説の相信ぶる所に匪ざる也」とある。夢で会うことを「神交」と表現したのであろう。「面拝」は、直接会って拝顔すること。『札記』(郊特性)に「大夫獻すること有るとき親らせず、君賜ふもの有るとき面拝せず。君の己に答へんが為也」とある。ここでは、現実に関文雄を会うことをいう。尾聯は、夢で会うことが、現実に会うことと同じであれば、毎晩、この秋の寒さを冒して会いに行こうという。

文雄が道真の夢を見、道真は夢で文雄に会いたいと願う。二人の關係の深さを認めるべきなのであろう。左遷されて都から離れているという事情も二人には共通していた。⁵⁷⁾

次の詩には、任期を終えようとする文雄が描かれている。⁵⁸⁾

憶諸詩友、兼奉寄前濃州田別駕

天下詩人少在京 天下の詩人 京に在る少なり

況皆疲倦論阿衡 況んや 皆阿衡を論ずるに疲れ倦みたるをや

(伝聞、朝廷令在京諸儒、定阿衡典職之論)

(伝へ聞く、朝廷在京の諸儒をして、阿衡典職の論を定めしむと)

巨明府劇官將滿 巨明府は 劇官將に満ちんとす

安別駕煩代未行 安別駕は 煩代未だ行はれず

南郡旱災無所与 南郡の旱災 与る所無し

東夷擴俗有何情 東夷の擴俗 何の情か有らん

君先罷秩閑多暇 君先に秩罷めて 閑にして暇多からん

日月煙霞任使令 日月煙霞 使令に任せよ

(『菅家文章』卷四・263)

この詩は、阿衡紛議に関わる作である。第二句の自注に阿衡紛議に言及するが、諸儒に勸じさせたのは、『政事要略』所引『寛平御記』によれば仁和四年六月一日で、御前において橘広相、藤原佐世、中原月雄らに対論させている。これ以前に儒者は勸文を提出している(『政事要略』卷三十・阿衡事)。道真がいうのは、御前での対論であろうか。それなら、この詩は六月以後の作となる。

文雄に関わるのは第三句目である。「巨明府は劇官將に満ちんとす」とある。これは、文雄の任期が満ちようとしていることをいうのだろうが、具体的には、交替政が終りに近づいていることを詠んでいるのではないだろうか。

迂遠ではあるが、文雄の後任が決まる時期から考證してみると。文雄の後任は未詳であるが、この時期の国司任命を瞥見すると、遠江介壬生益成が二月任(『古今和歌集目錄』)、相模權守源光が三月七日任(『公

卿補任)、近江守橋広相が二月十日任(同前)、同介源昇が二月十日任(同前)、美濃介源當時が二月十日任(同前)、備前権介藤原敏行が正月任(『古今和歌集目録』)、長門守菅原宗岳が二月十日任(『外記補任』)、讃岐権大掾藤原清貫が二月十日任(『公卿補任』)、肥前守橋清樹が二月十日任(『古今和歌集目録』)となる。また、『日本紀略』仁和四年二月十日条に「除目」とあることから勘案するに、恐らく、二月十日に地方官除目も行われたと推測できる。

文雄が任じられた越前は中国で、後任者の装束仮は三十日である。⁽⁵⁹⁾行程は、下り四日、海路六日で(延喜主計式上)、後任者は、三〇日+四日+十六日+四十日以内に越前に着き、交替政を始めることになる。後任者は二月十日任であるから、四十日後の三月中旬までに到着することになる。交替(前司との分付受領)は百二十日以内と規定されているから、七月中旬までに交替することになる。第三句で「劇官將に満ちんとす」とあるのは、交替政が終わりに近づきつつあることをいうのではなからうか。先にこの詩を六月以降の作と推測したが、それとも齟齬しない。

なお、四句目は、上野介安倍興行の交替政がまだ始まらないことをいうと考えられる。⁽⁶⁰⁾

以上を要するに、後任者がやって来て、交替政(分付受領)が終りに近づき、文雄が国守という激職から漸く解放されようとしていることが詠まれているのではないだろうか。

道真の詩は、阿衡論議で在京の諸儒が疲れ倦んでいる様子を描きつつ、在京していない詩人でも、文雄は、交替政が漸く終わる頃、興行は、まだ交替政が始まらない頃で、激務が続く様子を詠む。頸聯では、讃岐にいる自分のことを詠むが、「南海の讃岐の旱魃には、もう手のほどこしようもない、東国の夷狄の荒々しさに、何の気持ちが生じようか(こちらは多忙で何の心情も生じない)」と、やはり国司としての多忙を詠んでいると考える。詩題にいう「詩友」は、在京のものでも阿衡論議に倦み疲れているし、外吏として在京の文雄・興行も交替事務で激務、そして、自分自身も国司の職務で多忙を極めているというのである。尾聯では、既に美濃介の任期を終えた忠臣に対して「閑にして暇多からん」、だから「日月煙霞に指図して意のままに用いよ」というのは、もちろん、詩を賦すことを指す。激務多忙で詩を詠む暇もない詩友たちの中で、唯一「閑」がある忠臣に、詩を詠むことを勧めるのである。

この詩は、また、讃岐、越前、上野、京と離れているのに拘わらず、道真が詩友の状況をよくつかんでいることも示している。

文雄の越前守時代の資料は以上ですべてである。越前守としてどのような業績を上げたのかは不明である。

文雄は、前述したような交替政を終えて都に戻るようになる。以後、文雄の動静はしばらく途絶えるが、寛平二年九月九日の重陽宴に文人

として参加したらしい。

寛平二年、巨勢文雄、安倍興行、本任放還を進ずと雖も、新格の旨に依りて未だ諸司に下さず。前讃岐介菅原道一、未だ放還せざる間入京す。件三人式部省文人簿に載せず。仍りて勅有りて之れを召す。
〔撰集秘記〕九月九日所引「清涼記」書人

文雄、興行、道真は、文人簿に載せられていなかったのだが、勅によって参加を許されたという。道真の場合は、「未だ放還せざる間入京す」とあるが、このことは、道真自身「予州秩已に満ち、符を被ぶりて京に在り。分付の間、朝士に接せず」〔菅家文章〕巻四・327詩題自注〕と記すように、京にいなながら、通常現地でなされる分付受領を行っていることと一致する。しかし、文雄と興行の場合は、よく分らない。文雄は、『菅家文章』（巻四・330）では「前越州巨刺史」と見えるのだが（この詩については後述）、この作は寛平二年成立と推測され、文雄は、越前守を終えたものの、いまだに次の官に就けなかつたらしい。興行は、上野介から文章博士に任じられている（『二中歴』第二・儒職歴・文章博士）。兩人とも「本任放還を進ず」というのだから問題はないはずである。「新格」の内容が関わるのであろうが、何を指すのか未詳である。

文雄ら三人は、本来ならば文人になることができなかつたにも拘わらず、宇多の勅によって特別に許されたのである。これは、この三人の詩才を証明するものでもあろうし、宇多との近しさを示すのかも知れない。

この重陽宴については、『日本紀略』に「重陽宴有り。題云はく、仙潭菊」とあり、道真の作が残る（『菅家文章』巻四・328）。

寛平二年秋、道真は「奉謝源納言移種家竹」〔菅家文章〕巻四・329〕という詩を賦した。『菅家文章』の排列から見て、先の重陽宴以降の作と推測される。詩題にいう「源納言」は、当時従三位中納言の源能有である。この詩に続き、「近以拙詩一首、奉謝源納言移種家竹。前越州巨刺史、忝見誚和。不勝吟賞、更次本韻」（同巻四・330）の作が見える。この詩題によれば、道真が文雄に「奉謝源納言移種家竹」を見せて（あるいは送って）、それに文雄が答えたということになるか。なお、島田忠臣に「和前菅讚州竹奉謝源納言詩」〔田氏家集〕巻下・157〕の作があるので、道真は忠臣にもこの詩を見せた（あるいは送った）と考えられる。ここでは、330詩をあげる。

近以拙詩一首、奉謝源納言移種家竹。前越州巨刺史、忝見誚和。
不勝吟賞、更次本韻

憔悴寒叢種捨諸 憔悴せる寒叢 種諸れを捨てんや
貴門分取蔭階除 貴門分ち取りて 階除を蔭ふ
偏思綵鳳隨青藹 偏へに思ふ 綵鳳の青藹に隨ふを
豈料文星降碧虛 豈料らんや 文星の碧虚より降るを
君厭会稽閑翫久 君は厭ふ 会稽に閑かに翫ぶこと久きを
我憐梁苑進生餘 我は憐れぶ 梁苑に進生し餘れるを
琅玕好去空籬下 琅玕 好し去れ空籬の下

賀得清詞玉不如 賀^かへ得たる清詞 玉も如かず

道真のこの詩は「本韻に次ぐ」というのだから、文雄の詩の韻は、諸、除、虚、餘、如であったのであろう。これは、道真の最初の詩、329詩の韻とは異なっている。忠臣は、道真詩と同韻で作っているが、文雄は韻を変えたいらしい。

首聯は、道真邸の「寒叢」で「憔悴」していた竹の種が捨てられずに、「貴門」（＝能有邸）に移植されたことを詠む。

頷聯、第三句目は、能有邸の竹の様子―五色の鳳凰が竹の青い霧に住む⁽⁶²⁾―を道真が「偏へに思ふ」といい、第四句目は、「文星」が「碧虚」（＝青空）から落ちてくるとは予想外であったというのだが、「文星」は文運を掌る星。劉禹錫「酬鄆州令狐相公官舍言懷見寄兼呈樂天」に「已に戎路に通じて黄石に逢ひ、仍文星を占めて碧虚に耀く」とあるのは、令狐楚の文才を讃えたもので、それを「文星」を独占して「碧虚」に輝いているという。ここでは、「碧虚」に輝く「文星」のごとき文雄の作が送られたことをいう。

頸聯、第四句は、君^君＝文雄は、「会稽」で竹を賞翫することに飽きたであろうという。「会稽」の竹は、『爾雅』に「東南の美は、会稽の竹箭有り」などと見えるが、この「会稽」は、越前のことを指す⁽⁶³⁾。つまり、越前であなたはもう竹を飽きるほど賞翫したのであろうというのである。後藤昭雄がいうように⁽⁶⁴⁾、文雄の詩に、このことが詠まれているか。第六句は、「梁苑」すなわち能有邸で竹が「逆生」（勢いよく生える）することを「憐れぶ」という。「梁苑」は、漢の梁王の兔園の

ことで、竹が植えられていた（漢枚乘「梁王兔園賦」『芸文類聚』園など）。ここでは能有邸を指すが、梁王を能有に比すこと、道真の原詩に既に見えていた。

尾聯は、「琅玕」＝竹に別れを告げ、その竹のおかげで、文雄の、「玉」も及ばない「清詞」を手に入れられたことを詠む。

詩題に「吟賞に勝へず」と記したように、文雄の文才を讃えた内容となっている。

以上、越前守時代からここまで、道真と文雄の交流が見られた。二人の交流は、仁和頃から見られるのだが、何を切っ掛けにしたのかは分からない。現存資料の問題もあり、これ以前については、文雄の文章博士時代に、道真が文章得業生であったこと以外、明らかではない。しかし、例えば、安倍興行と道真との交流は、道真の文章生時代から見えるし、興行が外吏として任地へ向かうときに開かれた餞別宴には、道真も参加している。興行が道真と同門であったからである。文雄は興行と異なり、道真と同門ではない。音人門下である。そうした理由もあり、早くからの交流は見えなかったとも考えられる。道真は文雄を「詩友」と呼んでいるが、島田忠臣や興行と比べれば、遅れて始まった関係であろう。

六、死

文雄は、『日本紀略』寛平四年三月五日条に「修理大夫兼勘解由長官従四位下」として見える。これ以前に修理大夫、勘解由長官に任じられている。寛平二年秋の時点で散位だったので、それ以後に任じられたことになる。

仁和三年までは、橘広相が勘解由長官として見える。寛平五年三月十五日に道真が勘解由長官を兼ねている（『公卿補任』他）。寛平二年に前越前守であったが、その後まもなく勘解由長官に任じられたか。恐らく広相の後任であろう。

修理大夫については、前任者も未詳であり、任官時期は明らかでない。

この寛平四年三月五日条は、文雄の卒去の記事である。六十九歳。

文雄の子女についてはほとんど知られない。大江維時の母が、文雄女である（『公卿補任』天曆四年）。つまり、文雄女は、大江千古の妻であったことになる。千古は、文雄の師・音人の男である。文雄は師の男に女を嫁したことになる。これは、忠臣が女を、師の男である道真に嫁したことを想起させる。

維時は、仁和四年生である。⁽⁶⁶⁾この時、文雄女を二十歳とすると、貞観十一年生となる。文雄の文章博士時代である。

文雄に跡を継ぐ男がいたかどうかは未詳である。元慶七年十月十六日に文章生から得業生に推挙された巨勢里仁がいるが（『菅家文章』卷十・635）、文雄との関係は明らかではない。また、平安中期の儒者に巨勢為時がいるが、これも文雄の系統か未詳である。はっきりしているのは維時母のみだが、維時の系統からは、匡衡、匡房らの儒者が出ており、そこに文雄の血が入っていることになるのである。

おわりに

以上、文雄の伝を考證してきた。味酒首という卑氏族の出身でありながら、紀伝道に学び、文章博士として十年を過ごし、また、弁官として七年を過ごした。光孝朝に入って、越前守に左遷されるなど、晩年は不遇であったともいえるが、その出自を思えば、恵まれた生涯を送ったと評すべきであろう。

文雄の事績を見ると、学儒の時代（文章博士時代）と実務官僚の時代（弁官時代）とに大きく分かれるが、師の音人が、東宮学士を経て左少弁に転じて以降、長く弁官にあって（当初は学士と兼任）、実務官僚として過ごした経緯と似ている。文雄と同じく道真の詩友であった安倍興行は、国司を歴任し、文章博士となるものの、最後は、大宰大弐で生涯を終えたいが、⁽⁶⁶⁾国司として良吏であった。つまり、文雄も興行も能吏・良吏であり、道真から「詩友」と呼ばれてはいたものの、道真ら「詩人派」よりも、「儒家派」に近い存在だったとい

えよう。私自身、文雄や興行らのあり方こそが、紀伝道の本道ではなかつたかと思うのだが、このことは、さらに他の儒者の検証を積み重ね、道真を相対化することで明らかになるであろう。

注

- (1) 拙稿「安倍興行考」(奈良大学紀要36・二〇〇八年)も同様の問題意識で執筆したものである。参照されたい。
- (2) 以下、正史を出典とする場合、出典名を省略する。
- (3) 左右京五畿内を採録範囲とする『新撰姓氏録』(弘仁六年奉進)に味酒首が見えないことから、嵯峨朝以降か。文雄の款に、移貫について「事図諫に煥かなり」とあり、このことも、『姓氏録』に載せられていないことを暗示する。『姓氏録』を引用するのであれば「姓氏録に煥なり」と記すであろう。なお、ここにいう「図諫(図牒)」は、天長元年八月五日太政官符「応令諸国郡司譜図牒一紀一進事」(『類聚符宣抄』巻七)に見える、諸国が進ずる「図牒」であろう。
- (4) 中野高行「尊経閣文庫所蔵『外記補任』補訂(I)〜(IV)」(史学55・4〜56・13・一九八六年)。
- (5) 文宗は、道真と同じ時期に文章生であつたらしい。拙稿「道真の同僚」(奈良大学紀要35・二〇〇七年)参照。
- (6) 『除目抄』に「此内(文章生)三人被任(外国掾(割注略)。多被任(宰府・北陸・山陰等道国掾)。是渤海之客人朝之時、問答可有(文章之心)也」とある。
- (7) 少外記の定員は二名。同年八月十三日に山田時宗が少外記から大外記に転じ、高岳五常が同日に少外記に任じられている。
- (8) 新訂増補国史大系本の頁で示せば、一〇、一四、一五五、二四三頁。
- (9) 古藤真平「『登科記』八・九世紀文章生、文章得業生、秀才・進士試受験者一覽(稿)」(『國書逸文研究』24・一九九一年)。
- (10) 助道は、貞観九年に大外記のまま卒している。五十九歳(『外記補任』)。文雄より十四歳年長で、対策には落第している(『菅家文章』巻一・47)。忠臣、道真、興行らとの交流があつたらしく、是善門下と推測される。拙稿「安部興行考」(前掲)参照。
- (11) 後藤昭雄「大江音人―「在朝の通儒」―」(『平安朝漢文学論考 補訂版』勉誠出版・二〇〇五年、一九八〇年初出)。
- (12) 但し、音人は、承和の変に巻き込まれて承和九年から十一年まで尾張に配流されている。
- (13) 延暦二十一年六月八日格(撰叙令集解・秀才出身条所引)による。野村忠夫「官人出身法の構造―慶雲三年二月十六日条をめぐって―」(『律令官人制の研究 増訂版』吉川弘文館・一九七〇年、一九六二年初出)参照。
- (14) 岸野幸子「文章科出身者の任官と昇進―藏人との関係を中心に―」(『お茶の水史学』42・一九九八年)の「表I-2」参照。
- (15) なお、款にいう「酒之為用、唯貴成礼、耽淫之失、鑑誠攸深」は、『春秋左氏伝』莊公二十二年の「君子曰、酒以成礼。不繼以淫、義也。以君成礼、弗納於淫、仁也」に基づく。「味酒」という姓自体、酒造と酒礼に関わって与えられたか。
- (16) 『毛詩』小雅「類弁」の「兄弟匪他」に基づく。
- (17) 『御遺告』に「(空海)經遊大学、從直講味酒淨成、讀毛詩左伝尚書」とある。空海の大学入学は十八歳なので(『続日本後紀』承和二年三月二十五日条など)、延暦十年に直講として味酒淨成がいたことになる。直講は正七位相当である。但し、文雄との関係は未詳。
- (18) 後藤昭雄「『文人相軽』」(前掲書、一九七三年初出)。
- (19) 古藤前掲論文。

- (20) 拙稿「内宴」「重陽宴」(『天皇と文壇―平安前期の公的文学―』和泉書院・二〇〇七年)。
- (21) ()で詩題を示しているのは、正史に詩題が記されず、主として『菅家文草』の排列によって推測したもの。
- (22) 但し、『清涼記』内宴に「公卿中有儒士召之」、『北山抄』内宴に「若公卿中有儒者一人者、不召加他博士」とあって、公卿中に儒者がいた場合、博士は召されなかった。この時期であれば、南淵年名、春澄良繩(貞観十二年薨)、大江音人、菅原是善(貞観十四年薨)が公卿である。
- (23) 議については、川尻秋生「日本古代における「議」(史学雑誌110―3・二〇〇一年)を参照。川尻によれば、正史に残された「議」は、合議の意ではなく、「中国に起源を持つ政策立案方法の「議」と考えらるべきだ」という。その手続きについては、「天皇から勅により諮問すべき案件および回答すべき人物が指名される。ついで、その人々によって議文が提出され、天皇が誰の議文によるかを勅によって決定することになる。但し、議文の提出後、天皇が決定するまえに、公卿会議にかけられる場合もあったらしい」と説明する。この議も後文に「公卿本乎漢家之故事、斟酌礼度之所宜、取文雄議而奏」とあるので、公卿会議にかけられた場合に当たる。
- (24) 以上は、文言から『晋書』礼志中に基づくと推測される。但し、文雄の議文には、この後に「故仲尼書之。不復追貶。合情礼故也。於是、安帝遂服齐衰一朞。百僚亦一朞」と続くのだが、この部分は未見である。
- (25) 『大唐開元礼』(卷三・雜制)からの引用。
- (26) 開元令・喪葬令からの引用。
- (27) 養老儀制令⁷。
- (28) 養老喪葬令²。
- (29) 『唐礼』には、皇帝は大功以上の親族の喪では喪服を着て、政事を視ないこと三日とあり、本朝令の、皇帝二等以上の親族の喪では政事を視ないこと三日と定めるのと同じと理解し、『唐令』の「皇帝、皇太后、皇后、皇太子……は、皇帝以下の卒哀を定めたもので、注に「その卒哀は皆素服」とあり、喪服を着ることが記されている。これと、本朝令の、天皇が二等以上の親族の喪には錫紵を着るとあるのと同じだと理解しているのであろう。
- (30) 拙稿「安倍興行考」(前掲)。
- (31) この議文は、冒頭、「或人問曰」から始まり、議文としては異例である。拙稿「安倍興行考」(前掲)でも指摘したが、議文は天皇の勅によってそれが作成するのであるから、このような「問」が混じることは、本来はないはずである。しかしこの時の議文には、「問」や「答」が記されていたり、興行のように諸儒の議論を引用して成り立つものもある。あたかも、合議の内容を記したごとくで、疑問が残る。
- (32) 橋広相の議文でも「錫紵、是君弔臣喪之服、而非喪服也」という。
- (33) この議文については、濱田寛「貞観十三年十月廿一日応天門勸文考」(前掲)がある。出典など、濱田論に拠る。
- (34) 『晋書』五行志による。
- (35) この出典については、濱田も「文献を検出し得ない」という。
- (36) この引用部分については疑問も残る。濱田前掲論文参照。
- (37) 濱田前掲論文。
- (38) 濱田「貞観十八年四月十日・十一日大極殿勸文考」(前掲書)に詳しい。
- (39) 飯倉春武校訂『弁官補任 第二』(統群書類従完成会・一九八二年)。
- (40) 菅原道真「奉和兵部侍郎哭舍弟大夫之作(押韻)」(『菅家文章』卷二・93)の自注に「大夫在生、為大相国之近習」とある。「大夫」が島田良臣と推測される。
- (41) 清行は、元慶五年四月二十五日に対策。不第となった後、同七年丁第に改判されて、大学少允に任じられた。この任官について、所功は「当時の大学頭は、まだ巨勢文雄であったから、清行が大学寮の職員に入りえたのは、

- 受業師文雄の配慮に基づく人事かもしれない」という（所功『三善清行』吉川弘文館・一九七〇年）。しかし、対策及第後の任官は、多くが少内記、大少允なので（岸野前掲論文）、特に文雄の配慮を考えなくともよいであろう。なお、清行の対策に関わって、所は、『江談抄』（巻五・44）の説話に記される「清行才名超」越於時輩」という「薦」清行「状」を、清行の対策の時のものとし、「この」推挙状は、得業生が受験資格を得るために不可欠なものであった。従って、清行を文章生に推し、文章得業生に選んだであろう巨勢文雄としては、弟子の清行を最大級に褒め讃える推挙状を作って、問答博士の心証を良くしようと努めたにちがいない」という（前掲書）。この状を、対策のための「推挙状」と理解するのだが、対策は、文章博士の挙を待つて課試すべき状を省に申すことになっている（延喜大学寮式）。この時、文雄は既に文章博士から離れており、清行の対策にどれ程関わることができたか不明である。
- (42) この班田については、寛敏生「班田収授制と畿内」（名古屋大学文学部研究論集・史学41・一九九五年）を参照した。
- (43) 虎尾俊哉「班田収授法の実施状況」（『班田収授法の研究』吉川弘文館・一九六一年）。
- (44) 斎宮奉迎使には「大体五位の王が任じられる」（『訳注日本史料 延喜式 上』集英社・二〇〇五年）補注。
- (45) 自署はないものの帯びている官職から、文雄と推定できる。
- (46) 大江匡衡「請殊蒙天恩依檢非違使勞兼任越前尾張等國守闕狀」（『本朝文粹』巻六・161）に「文章博士任」受領「例」として、「巨勢文雄任」越前守「」をあげるが、文雄は文章博士から任じられたわけではない。当時、文章博士であった匡衡が受領に任ずることを請う申文での記述であり、附会したと考えられる。
- (47) 宮崎康充『国司補任 第二（統群書類従完成会。一九八九年）。
- (48) 彌永貞三「仁和二年の内宴」（『日本古代の政治と史料』高科書店・一九八八年、一九六二年初出）は左遷といい、川口久雄も「明らかに左遷であった」（『日本古典文学大系 菅家文草 菅家後集』（岩波書店・一九六六年）198詩補注）という。
- (49) 彌永前掲論文。
- (50) 山本信吉「三代実録、延喜格式の編纂と大藏善行」（歴史教育14―6・一九六六年）。
- (51) 後藤昭雄「紀長谷雄「延喜以後詩序」私注」（『平安朝文人志』吉川弘文館・一九九三年）。
- (52) 工藤重矩「詩人歌人の官職と文学―内記・藏人所・内御書所など―」（日向一雅編『平安文学と隣接諸学4 王朝文学と官職・位階』竹林舎・二〇〇八年）参照。
- (53) 注（6）の「除目抄」参照。
- (54) 同日に大外記に任じられたのが、大藏善行である。
- (55) 元禄版本、日本詩紀等に拠る。日本古典文学大系本は「書」に作る。
- (56) 道真と文雄の交流については、高兵兵「菅原道真の交友と源能有」（和漢比較文学35・二〇〇五年）に触れるところがある。
- (57) 春名宏昭「菅原道真の任讃岐守」（和漢比較文学会編『菅原道真論集』勉誠出版・二〇〇三年）が指摘するように、道真の任讃岐守は左遷ではないと考えることもできるが、道真自身は左遷だと思っていた。
- (58) 以下の記述は、拙稿「安倍興行考」（前掲）とほぼ重なる。諒承されたい。
- (59) 以下、国司の交替については、福井俊彦「延喜交替式」による交替制度（『交替式の研究』吉川弘文館・一九七八年）を参照した。
- (60) この点は、拙稿「安倍興行考」（前掲）参照。
- (61) この一連の贈答についても、高前掲論文に言及がある。また、後藤昭雄「菅原道真の詠竹詩」（『平安朝文人志』吉川弘文館・一九九三年、一九八二年初

出)も参照。

(62) 鳳凰が竹に住むことは、『韓詩外伝』に「黄帝時、鳳皇栖_二帝梧桐_一、食_二帝竹実_一」、梁江洪「和新浦侯裔前竹詩」に「願抽_二葦実_一、試看_二翔鳳来_一」、梁劉孝威「詠枯葉竹詩」に「勿_レ嫌_二鳳不_レ至_一、終当_レ待_二聖明_一」などの例が、『芸文類聚』(竹)に見える。

(63) 会稽山は越州にあり、それに准えたか。後藤「菅原道真の詠竹詩」(前掲)。

(64) 後藤「菅原道真の詠竹詩」(前掲)。

(65) 『公卿補任』応和三年によれば、応和三年六月三日薨、七十六歳。

(66) 紀伝道出身者は、元来、良吏・能吏であることが期待されていたと考えられる。この点については、拙稿「菅原道真における〈祖業〉」(伊井春樹編『古代中世文学研究論集 第二集』和泉書院・一九九九年)参照。

Discussions about Kose no Fumio

Koji TAKIGAWA